

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和5年5月10日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のとおり主張し、障害の度数を2度に変更することを求めている。

通院先の〇〇クリニックで令和5年2月9日に知能検査を受けた。田中ビネー知能検査の報告でIQ20、精神年齢6歳4か月との結果であったので愛の手帳の再判定を依頼した。心障センターの判定は鈴木ビネー検査によりIQ43との結果で3度のままとの報告。文献によると田中ビネー知能検査と鈴木ビネー知能検査の差は細微であるが、〇〇クリニックの検査と心障センターでの検査では結果がかけ離れている。通所先でカードゲームをやった時、正しく出せない、順番が回ってくる度に繰り返し説明しても正しく出せないことが多いと言われた。通所先でのパン作りではパンを握って潰してしまうため外され、販売補助について

も、請求人が販売を担当する時は売上が悪いと言われ、外され現在は余暇活動である。通所先への所要時間を10分と答えられたのはたまたまであり、請求人は時間の感覚を有していないのではないか。〇〇年間、お腹が痛いとか頭が痛いとか、一度も表現したことがない。コンビニに一人で行って買い物したりすることができるのは店員が親切な場合であって、請求人は基本的にお金のことは分からない。日常的に釣銭をごまかされている。以上のことから本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 4月18日	諮問
令和6年 7月17日	審議（第90回第3部会）
令和6年 8月16日	審議（第91回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者等は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合には、心障センターを判

定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、同条1項の規定により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『2』程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『中度』と判定され、またプロフィールがおおむね『3』程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

心障センター所長は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしくのとおり判定していることが認められる。

ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー知能検査による知能指数はIQ43であり、これは個

別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に相当するものとして、3度と判定されている。

イ 「知的能力」について

知能検査では加減算で正答しており、「病気」、「新聞」など小学校低学年レベルの漢字が読めており、平仮名で自分の名前を書くこともできていた。以上のことから、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる。」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

ウ 「職業能力」について

現在の通所先では余暇活動に参加しているが、高卒後3、4年前まではパン作りや販売補助に従事していた経験があることを聴取した。また、その当時、作業能力について大きな問題があったということや、現在までに作業能力が低下したということなどは聴取されていない。

以上のことから、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

エ 「社会性」について

家族など身近な人やお気に入りの職員などと個別的な関係性を築くことは一定程度できる。しかし、本人に受容的に接してくれない職員に対しては興奮し、他害や暴言などの問題行動に至る場合がある。こうした問題行動やこだわりが多いことから、周囲が本人を理解した上で個別的な対応を行う必要があるため、集団的行動は困難と考えられる。

以上のことから、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」の区分に相当するものとして、2度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

心理学的判定の際、自分の名前や誕生日、年齢、住所、来所経路、通所先への通所手段、所要時間などを正しく答えることができていた。通所先での作業内容など、質問が複雑になると単語レベル、あるいは2語文程度の回答となることもあったが、おおむね現在の生活状況や身近なことについて表現することができていた。

以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

カ 「身体的健康」について

○歳頃にてんかんの診断を受けている。ここ最近てんかんの発作はみられないが、現在も定期的な通院と抗てんかん薬の服用を続けている。直ちに生命にかかわるような状態にあるとはいえないが、周囲による見守りを必要としている状態であると考えられる。

以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

キ 「日常行動」について

泣き声や怒られたこと等が引き金となって、興奮して大声を出したり、人に手や足を出したり、扉を蹴って壊したりといった問題行動が出る。また、問題行動を防ぐために父親が仕事を退職した。自転車での通所中など、家族や周囲の目が届かない時間もあるが、自宅や通所先では常時注意や配慮を要している状態と考えられる。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」の区分に相当するものとして、2度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

着衣の裏表を間違えたり、足の爪切りが難しかったりするが、朝食は納豆ご飯を自分で食べることができ、作業所に単独で通所したり、コンビニに一人で行って買い物をしたりすることができる。請求人の両親から身の周りのことについては以前と大きな変化はない旨を聴取した。以上のことから、個別判定基準表における「身近生活の処理がおおむね可能」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち2項目が2度（重度）、6項目が3度（中度）相当とされている。

上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものということができる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「中度知的障害、自閉スペクトラム症」と、心理学的所見欄には「CA32 MA6:10 IQ43 鈴木ビネー改訂版 検査:R5.4.20」と、社会診断所見欄には「引き続き、愛の手帳による支援を要する。」と、愛の手帳の程度認定欄には「3度(中度)」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『中度』と判定され、またプロフィールがおおむね『3』程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度(中度)であると判断するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、知能指数についてクリニックの検査と心障センターでの検査の結果がかけ離れていること及び自らの現状について具体的に主張し、障害の度数を2度に変更することを求めている。

確かに請求人が令和5年2月9日に受けた田中ビネー知能検査ではIQ20とされているところ、同年4月20日に心障センターで行われた改訂版鈴木ビネー知能検査ではIQ43とされており、検査結果に差があることが認められる。

しかし、上述(1・(2)から(4)まで)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の記載内容を総合的に検討して行われるものであるところ、知能測定値のみならず、他の7つの判定項目及びその程度並びに医学的・心理学的・社会診断所見など、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「3度」と判断するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

積の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1 及び別紙2 (略)